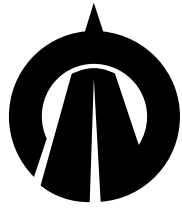


広報



No.111
2015.5

SHINSHU
うるぎ
URUGI

私たちの村

(3月末日現在)

人口 591人

男 271人

女 320人

世帯数 281戸

交通死亡事故ゼロの日

1,261日

発行・編集／売木村役場総務課

印刷／龍共印刷株式会社

ホームページ <http://www.urugi.jp>

電子メール somu@urugi.jp

総務課 somu2@urugi.jp

産業課 sangyo@urugi.jp

観光課 kanko@urugi.jp

住民課 jumin@urugi.jp

教育委員会 kyoiku@urugi.jp



4月4日 売木小中学校入学式

議会だより

第1回 売木村議会定例会

平成27年第一回売木村議会定例会が3月10日から20日までの11日間の会期で開催されました。付議事件53件が上程され、いずれも原案どおり可決されました。主な内容は次のとおりです。

報 告

- ① 売木村産業振興支援資金貸付条例の一部を改正する条例の専決処分の報告
- ② 平成26年度売木村一般会計補正予算(第7号)の専決処分の報告

請 願

- ① 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願

条 例

- ① 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について(議会議員報酬月額17%減額を27年度も継続)
- ② 売木村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の廃止について(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により教育長を特別職とし任期3年と定められたため)
- ③ 売木村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について(常勤の特別職に教育長を加え、村長17%副村長13%教育長8%報酬月額減額を27年度も継続)
- ④ 売木村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について(教育委員長の廃止)
- ⑤ 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について(給与改定等)
- ⑥ 職員の給与の特例に関する条例の制定について(職員給料月額0~10%減額を27年度も継続)
- ⑦ 売木村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- ⑧ 教育長の勤務時間、休暇及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について
- ⑨ 売木村保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について(行政指導の中止等)

一部を改正する条例の制定について(常勤の特別職に教育長を加え、村長17%副村長13%教育長8%報酬月額減額を27年度も継続)

を求め、法令違反の事実を発見した場合それを是正するための処分等を求める申し出制度の創設)

④ 売木村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について(教育委員長の廃止)

①5 売木村特定個人情報保護条例の制定について(番号制の導入に伴い特定個人情報に対する必要な保護措置について定める)

⑤ 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について(給与改定等)

①6 特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例(審議会に意見を聞く者の対象者として教育長を追加)

⑥ 職員の給与の特例に関する条例の制定について(職員給料月額0~10%減額を27年度も継続)

①7 売木村介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について(介護予防支援に従事する従業者に係る基準、及び従事者の員数、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び介護予防支援の

⑦ 売木村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

①8 売木村行政手続条例の一部を改正する条例の制定について(行政指導の中止等)

⑧ 教育長の勤務時間、休暇及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について

①9 売木村行政手続条例の一部を改正する条例の制定について(行政指導の中止等)

⑨ 売木村保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について

①4 売木村行政手続条例の一部を改正する条例の制定について(行政指導の中止等)

⑩ 売木村保育の必要性の認定に関する条例の制定について(認定要件の拡大)

①4 売木村行政手続条例の一部を改正する条例の制定について(行政指導の中止等)

⑪ 売木村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について(保険料普通徴収の納付月数を9期とする)

①4 売木村行政手続条例の一部を改正する条例の制定について(行政指導の中止等)

事業の運営に関する基準について定める)

⑱ 売木村介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の制定について(地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準等を定める)

⑲ 売木村介護保険法に基づく

指定地域密着型サービスの事業の人員、設置及び運営に係る基準に関する条例の制定について(法人が申請する定期巡回、随時対応型訪問介護、夜間対応型訪問介護などのサービスについて従事者の員数、設備及び勤務体制、地域との連携などの運営に関する基準を定める)

⑳ 売木村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域

密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準

に関する条例の制定について(介護予防認知症対応型通所介護などに係る基本方針や運営に関する基準を定める)

平成27年度予算

平成27年度売木村一般会計予算他7特別会計予算について全て原案どおり可決されました。(詳細については5ページをご覧ください)



① 平成26年度売木村一般会計補正予算(第8号)について(4百91万8千円減額 地域活性化・地域住民生活支援費、まち・ひと・

しごと創生事業費1千9百54万9千円追加、不用額2千4百46万7千円減額)

② 平成26年度売木村国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)について(9百49万1千円追加基金積立金1千5百95万9千円追加、不用額の減額)

③ 平成26年度売木村国民健康保険特別会計(直診勘定)補正予算(第2号)について(1百97万8千円減額 診療収入などの減額)

④ 平成26年度売木村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について(7万9千円減額)

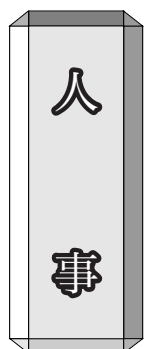
⑤ 平成26年度売木村簡易水道特別会計補正予算(第2号)について(25万6千円減額)

⑥ 平成26年度売木村下水道事業特別会計補正予算(第

2号)について(66万9千円増額下水道処理施設機器修繕費増額)

⑦ 平成26年度売木村介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第4号)について(1百31万3千円国庫補助金増額ほか)

⑧ 平成26年度売木村介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)補正予算(第3号)について(72万3千円減額サービス収入減額)

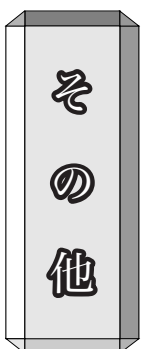


① 教育長 菊川和広

結することについて(戸籍システムの一部を共同利用することを追加)

③ 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委任について
④ 村道路線認定について(中央教員住宅進入路ほか)
⑤ 村道路線区域変更について(村道6号線、村道66号線)

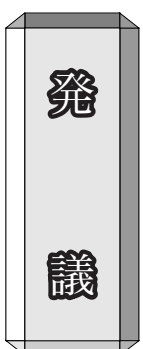
⑥ 売木村公の施設の指定管理者について(南一、南二、岩倉、長下、軒川の集会所及び郷土文化保存伝習館の各施設を各集落、及び老人クラブに指定管理者指



① 下伊那土木技術センター組合規約の一部変更について

② 飯田市との間において締結した定住自立圏形成協定の

一部を変更する協定を締



① 高速料金割引率の復元(大幅アップ)を求める意見書について

② 手話言語法制定を求める意見書について(意見書2件

については衆議院議長、参議院議長ほか宛に3月20日付けで提出しました。)

一般質問(要旨)

あるとのことですが。

6番 後藤和彦議員

①下伊那南部地域におけるこれからの売木村の関わり方について。

人口の減少は地方財政に大きな影響があり、検討委員会を設置したらどうか。

村長答弁

人口の減少問題に南部地域で連携して検討委員会を設置して協議を進めていったらという提案を南部5町村の首長にしたところ、平成25年6月4日に南部地区教育懇談会を開催し、人口減少問題に関係する学校問題など、この懇談会を元に進めていこうということになりました。27年度に売木村が当番で開催する事となっております。

7番 松村尚重議員

①敬老会の開催について

敬老会を実施しなくなった

当時は、村の財政が厳しいのであれば、廃止しても良いという申し出があり廃止したと聞いておりますが、廃止した当時と人も代わり敬老会を実施してほしいという声も聞かれます。Iターン者に農作業を教えているお年寄りも、影で応援して頂いているお年寄りもいます。是非敬老会を実施する方向で考えて頂きたい。

②村道大島線ほか危険箇所へのガードレールの設置について要望する。

村長答弁

①平成26年6月27日の議会で敬老会について的一般質問を頂き、その時の私の答弁は、どのような規模で、どのようなことを望んでい

るか、折に触れ聞き取りをし、要望により検討していきたいと答弁しております。その後庁内で検討す

る中、毎年、社会福祉協議会が主催されている生きがい活動のクリスマス会は大変盛り上がりっておりますので、そこに一緒になって敬老会が開催できればと考えているところです。前向きに検討中であります。

②村道大島線については平成25年度山林所有者の皆さんのご理解を頂き、村道周辺の間伐事業を行い日当たりも良く冬の走行も以前よりは安全にできるようになってまいりましたが転落危険箇所もあり安全対策も必要かと思えます。ガードレールにより道路幅員が狭くなるなどの関係も出てくるかと思えますので、ガードレールに限らず拡幅など計画的な道路整備を考え、今年度作成の社会資本整備計画に盛り込みたいと考えております。

ふるさと寄附金を
いただきました

平成27年1月から3月までの間に、次の方々からふるさと寄附金をいただきました。

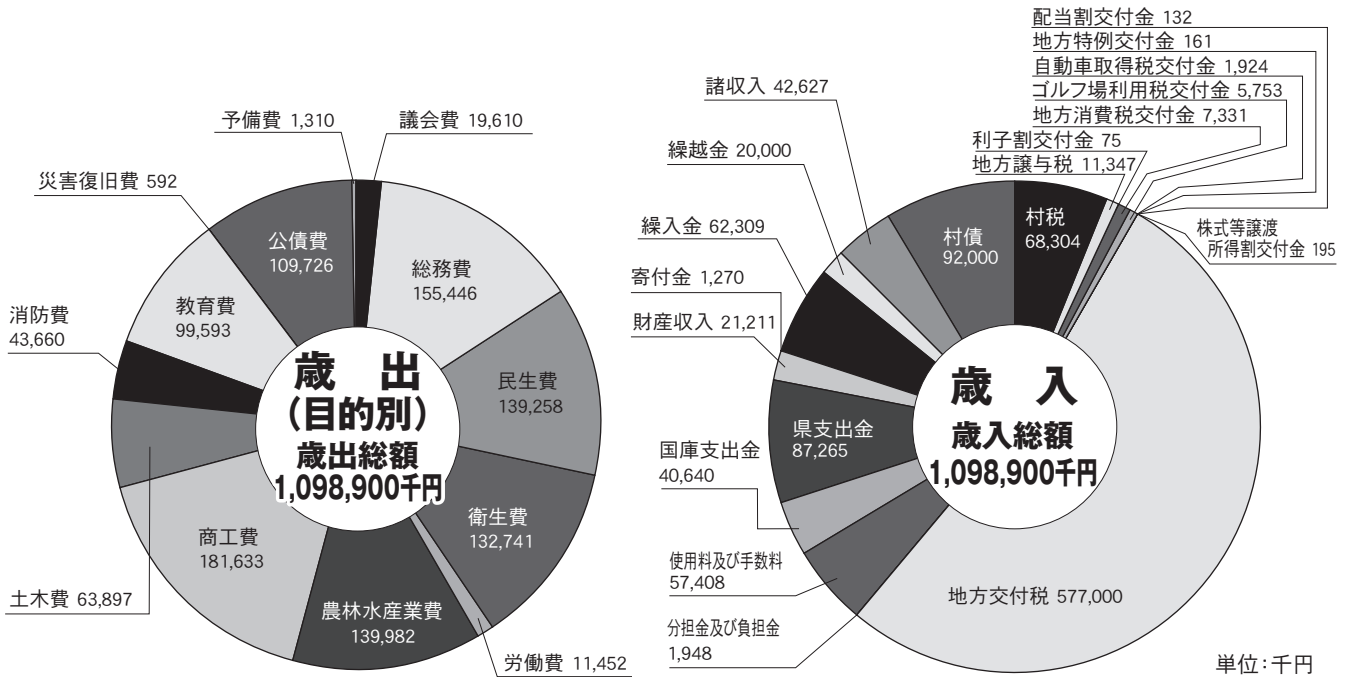
寄附金はいったん基金に積み立て、これからのむらづくりに使わせていただきます。

宮田 貴志 様(岡山市)
匿名希望の方4名

お名前の公表を希望されない方もお見えになります。ご了承ください。
ふるさと寄附金の合計額は、356万4千2百円になりました。



トの企画及び実施、合宿誘致で4月から新たに5名の協力隊に来て頂きます。任期後の協力隊員については、引き続き村に定住していただけるよう支援をしていきたいと思っております。総務省においても地域おこし協力隊の増員により地方への支援を強化する方針で



●会計別前年比

(単位：千円)

会 計 別	予算額	前年度予算額	比較増減	増減率	
一 般 会 計	1,098,900	989,595	109,305	11.0%	
特別会計	国 保 特 別 会 計	91,994	74,231	17,763	23.9%
	直 診 特 別 会 計	55,971	52,788	3,183	6.0%
	簡 水 特 別 会 計	62,230	63,148	△ 918	△ 1.5%
	下 水 特 別 会 計	38,181	39,338	△ 1,157	△ 2.9%
	後期高齢者医療特別会計	9,472	9,336	136	1.5%
	介護保険特別会計	96,514	98,258	△ 1,744	△ 1.8%
	介護サービス特別会計	43,825	40,761	3,064	7.5%
小 計	398,187	377,860	20,327	5.4%	
合 計	1,497,087	1,367,455	129,632	9.5%	

●「売木村の将来展望」に基づく自立に向けた見直し(事業)

見直し区分	項 目	内 容
情 報 通 信	ケーブルテレビ	CATV局運営
"	防 災 行 政 無 線	固定系デジタル化対応完了、広域消防対応
教 育 ・ 産 業	学 校 給 食	地産地消推進のため売木産米の確保、給食費の無料化
在 宅 福 祉	介護サービスの充実	デイサービス、短期入所利用増に向けた体制整備
観 光	特産品、イベント、誘客	観光協会補助による観光振興、農家民泊支援、メディアによるPR
公 共 交 通	路 線 バ ス 運 行	南部公共バス、村民バスの運行
生 活 安 全	街 路 灯 新 設 更 新	電灯のLED化による省エネ、維持費削減
産 業 振 興	起 業、設 備 投 資 支 援	産業振興支援資金貸付基金利用推進
交 流 促 進 施 設	ふ る さ と 館 運 営	直売手数料軽減による地場産品販売促進
公 民 館 活 動	文 芸 祭、冬 季 大 学	活動推進
下 水 道 料 金	課 金 方 法 検 討	従量制の検討、※水道料金は平成27年度一部改正
小 中 学 校	学 校 運 営、山 留 事 業	山村留学事業継続(村直営に変更)による教育の充実

●「売木村の将来展望」に基づく自立に向けた取り組み

見直し区分	項 目	実 施 内 容
人 件 費	議 会 議 員 報 酬	条例で定められた額の17.4%削減 定数7名(H24.7)
"	常 勤 特 別 職 給 与	条例で定められた額の村長17.5%、副村長13.0%教育長、8.4%削減
"	常 勤 一 般 職 給 与	条例で定められた額の0.0%~10.0%削減(総額の7%)超過勤務手当他削減
執 行 体 制	人 材 育 成	地域おこし協力隊員9名
学 校 運 営	学 級 編 成	小学校複式学級解消
保 育 所 運 営	職 員 体 制	加配職員配置(臨時職員)による保育の充実
自 然 休 養 村 施 設	管 理 運 営	指定管理
道 路 維 持	村 道 改 良	住民による施工(材料支給)、過疎計画(H22~H27)
道 路 除 雪	私 道 等 生 活 道	雪かきお助け隊の設置
農 林 業	有 害 鳥 獣 対 策	住民による獣害防止柵設置、管理

平成27年度から 介護保険料が改定されます

増加が見込まれる介護給付費と人口の減少等により、第5期計画と比べ、標準保険料で月額500円増額となりました。被保険者の皆様のご理解をお願いします。

対象となる期間は平成27年度から平成29年度の3年間です。

第5期標準保険料月額（第4段階） 4,700円

第6期標準保険料月額（第5段階） 5,200円

所得段階	対 象 者	保険料率	26年度までの 保険料年額	27年度からの 保険料年額	比較
第1段階	村民税非課税世帯で、公的年金等収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の方	標準保険料×0.45	28,200円	28,080円	△120円
第2段階	村民税非課税世帯で、公的年金等収入額と合計所得金額の合計が年間80万円超120万円以下の方	標準保険料×0.75	42,300円	46,800円	4,500円
第3段階	村民税非課税世帯で、公的年金等収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	標準保険料×0.75	42,300円	46,800円	4,500円
第4段階	世帯の誰かに村民税が課税されているが、本人は村民税非課税で公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	標準保険料×0.9		56,160円	
第5段階	世帯の誰かに村民税が課税されているが、本人は村民税非課税で第4段階以外の方	標準保険料	56,400円	62,400円	6,000円
第6段階	本人が村民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	標準保険料×1.2		74,800円	
第7段階	本人が村民税課税で合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	標準保険料×1.3	70,500円	81,120円	10,620円
第8段階	本人が村民税課税で合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	標準保険料×1.5	84,600円	93,600円	9,000円
第9段階	本人が村民税課税で合計所得金額が290万円以上の方	標準保険料×1.7		106,080円	

※介護保険料は、前年所得が確定する6月に本算定を行い、その年度の保険料が確定します。平成27年度の保険料は、普通徴収では8月以降、特別徴収では10月以降の保険料に計算結果が反映されます。

水道料金改定のお知らせ

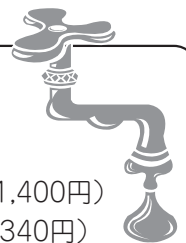
平成27年4・5月請求分（5月検針分）からの値上げにご理解とご協力をお願いします。

売木村の簡易水道事業は、平成6年度の大規模改修から20年を経過し、施設の老朽化や水質基準の見直し、東日本大震災などの大規模災害を教訓とした水道施設の耐震化が緊急の課題となっており、厳しい経営環境が続いています。人件費の削減、委託費の削減等を行ってきましたが、こうした内部努力にも限界があり、経営状況の悪化が予想されることを受けて、料金改定について水道審議会を下伊那南部地区等の料金を比較し検討した結果、13mm（主に一般家庭で使用している口径）は据置き、下伊那南部地区等の平均料金よりも低い、20mm以上（事業所等大口使用者の口径）の水道料金を、平均まで引き上げることとなり、3月の定例議会でも承認をいただきました。

村としましては、今後もさらなる経費削減と経営の合理化に取り組んでまいりますので皆様のご理解とご協力をお願いします。

料金改定による主な変更点は次のとおりです

- ・20mmの基本料金を60円値上げします。（徴収時に2か月分で120円）
- ・25mmの基本料金を290円値上げします。（徴収時に2か月分で580円）
- ・40mmの基本料金を600円、メーター使用料を100円値上げします。（徴収時に2か月分で1,400円）
- ・50mmの基本料金を600円、メーター使用料を70円値上げします。（徴収時に2か月分で1,340円）



口 径	改訂前		
	基本料	メーター使用料	計
13mm	1,450	150	1,600
20mm	1,550	190	1,740
25mm	1,600	210	1,810
40mm	2,000	300	2,300
50mm	2,700	530	3,230



口 径	改訂後		
	基本料	メーター使用料	計
13mm	1,450	150	1,600
20mm	1,610	190	1,800
25mm	1,890	210	2,100
40mm	2,600	400	3,000
50mm	3,300	600	3,900



平成26年度 電源立地地域対策交付金440万円

保育所では、子育ての負担を軽減し、安心して子育てができる環境を整備するため、未満児保育や時間外延長保育などのサービスを実施しています。本交付金を保育所運営の充実のために使いました。

行政相談委員に村松りよさん

行政相談委員として活動されている村松りよさんが、この度引き続き、総務大臣から委嘱されました。「行政相談」とは、皆さんから、国の役所や独立行政法人及び特殊法人が行っている仕事に関する苦情や意見・要望をお聴きして、その解決や実現を図るものです。この身近な窓口が行政相談委員です。

行政相談委員は、相談日のほか、自宅でも皆さんの御相談に応じていますので、お気軽にご相談ください。なお、相談は無料で秘密は守られます。

会社を退職された方へ 国民年金の手続きはお済みですか？

○国民年金の届出が必要です！

・20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。会社を退職されたときは、厚生年金（または共済年金）から国民年金への変更の届出が必要です。

※会社を退職された方に扶養されている配偶者の方も、国民年金への変更の届出が必要です。

【手続きについて】 役場の住民課窓口で手続きしてください。

【手続きに必要なもの】 年金手帳

【保険料額】 国民年金の保険料は、月額15,590円（平成27年度）です。

※退職と同時に会社員（または公務員）の配偶者に扶養されている方は、配偶者の勤務している会社（または共済組合）への届出が必要です。

○保険料の免除制度があります！

・保険料を納めることが困難な場合、全額または一部（4分の1免除、半額免除、4分の3免除）の保険料が免除になる制度があります。

メリット1 退職（失業）の場合は、退職された方の所得を除外して審査！

通常の免除申請は、申請者本人、配偶者および世帯主の所得が審査の対象になりますが、退職（失業）時の免除申請は、退職された方の所得が審査の対象から除かれます。

メリット2 保険料を一部納付したのと同じ！

全額免除になった期間の年金額の計算は、保険料を納めた場合と比較して、2分の1になります。

メリット3 万が一の際にも確かな保障！

病気や事故で障害が残ったときの障害年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族年金などの保障もあります。

【手続きについて】

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を、役場住民課の窓口または年金事務所へ提出してください。

申請が遅れても最大2年1ヶ月前までの免除申請をすることができますが、申請が遅れると万が一の際に障害年金などを受け取れない場合や退職（失業）時の免除審査の特例（退職された方の所得を除外して審査）が受けられない場合がありますので、すみやかに申請してください。

【手続きに必要なもの】

①国民年金保険料免除・納付猶予申請書

②年金手帳

③雇用保険受給資格者証の写しや雇用保険被保険者資格喪失確認通知書など、失業していることを確認できる公的機関の証明の写し

お問合せ先 飯田年金事務所 ☎0265-22-3641

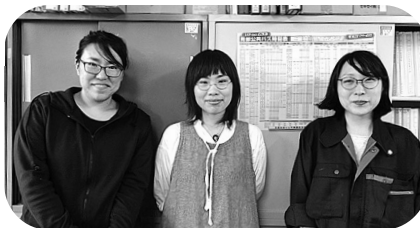
役 場 職 員 紹 介



後
澤 洋 子
(住民課 保育所勤務)

4月から保育士として勤務しています。
皆さんよろしくお願ひします。

地域おこし協力隊紹介



左から (かっこ内は主な業務)
 福留 友美 (移住定住対策)
 西山 彩音 (特産品継承)
 平井 庄子 (観光情報発信)
 右上 伊東 和也 (走る村うるぎプロジェクト)
 右下 藍羽^{あわ} (文化活動による地域おこし)

学 校 の 先 生 紹 介

左から
 塚田 晃 裕 先生 (中1担任)
 野牧 はるな 先生 (養護教諭)
 松沢 徹 先生 (小5担任)



新 駐 在 さ ん の 紹 介



新
村
雅
彦

南信濃から転勤してきました。
よろしくお願ひします。

売木村の村税等の納付月一覧表

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備考
個人県村民税 (普通徴収)			1期		2期		3期			4期			年4回
個人県村民税 (特別徴収)	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月
個人県村民税 (年金特徴)	仮		仮		仮		○		○		○		年6回
固定資産税		1期		2期				3期				4期	年4回
軽自動車税	○												年1回
国民健康保険税	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	11期	12期	毎月
後期高齢保険料 (普通徴収)	△	△	△	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	毎月
後期高齢保険料 (特別徴収)	仮		仮		仮		○		○		○		年6回
介護保険料 (普通徴収)	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	11期	12期	毎月
介護保険料 (特別徴収)	仮		仮		仮		○		○		○		年6回

納付は便利な口座振替をご利用ください。

税金、使用料の納付は振替納税をお勧めします。振替納付(口座引き落とし)は、現金を持ち歩く必要がなく安全で便利です。うっかり納付を忘れてしまうこともなく、納付した事が預貯金通帳にも記載されます。

手続きは簡単です。農協や郵便局等の金融機関の窓口か役場にお申し出ください。現在口座振替されている方は、当初の通知「納税のお知らせ」等をご確認いただき、振替日の4～5営業日前までに準備をお願いします。

なお、毎月の領収書は発行されませんので、金融機関の通帳でご確認をお願いします。

ご不明な点は、TEL28-2311までご連絡ください。